

お申し込みは青色申告書の写しを提出するだけで、とても簡単です！

収入保険

三重県の農業者のみなさんへ

① 所得税の確定申告書B

② 青色申告決算書

③ 収入金額の内訳

個人の方は (上記の3つの書類)

- ① 所得税の確定申告書B
- ② 青色申告決算書
- ③ 収入金額の内訳

法人の方は

- 法人税申告書別表1
- 法人税申告書別表4
- 損益計算書

平成30年 令和元年
令和2年 令和3年

についてそれぞれの書類をご用意いただくだけで、簡単に保険料等の試算ができます
試算だけでも是非ご連絡ください！

4年分無い場合はある分だけでもOKです！

詳しい説明をご希望の場合や、ご興味があれば、ぜひ下記までお問い合わせください。



三重県農業共済組合 本所 収入保険課
〒514-0008 津市上浜町六丁目81番地11 2階
☎ 059(224)0505 FAX 059(224)0507
HP: www.nosaimie.or.jp



より広く、より深く、
農家のもとへ

「安心の未来」
拡充運動



以下の方が加入の対象です

青色申告を行っている農業者(加入時1年以上の実績が必要)
ご自分で生産した農産物を販売・出荷している方(肉牛・豚・鶏卵は除く)

全ての農産物が対象です

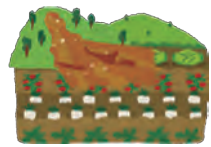
水稻、麦、大豆、野菜、花卉、植木、はちみつ、きのこ類、果樹、お茶 など



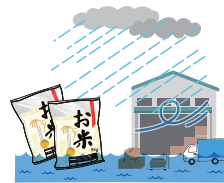
このようなケースが補償の対象です



自然災害や鳥獣害
などによる収量減少



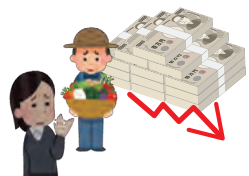
災害で作付や収穫が不能



倉庫が浸水して
売り物にならない



盗難や運搬中の事故



市場価格の低下



けがや病気で
作付や収穫ができない



取引先が倒産



輸出したが為替変動で
大損した

補償の内容は?

まず、直近の5年分の収入金額を平均して「基準収入金額」を計算します。

平成30年 収入金額	令和元年 収入金額	令和2年 収入金額	令和3年 収入金額	令和4年 収入金額	=	基準収入 金額
---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	---	------------

基準収入金額の **9割** を下回った際に、保険金をお支払いいたします。

保険料について

基準収入 金額	保険料		
	掛捨部分	積立部分	合計
100万円	14,800円	22,500円	37,300円
500万円	55,800円	112,500円	168,300円
1,000万円	107,200円	225,000円	332,200円

お住まいの市町によっては、
保険料等の半額補助(10万円まで)も
受けられます。
※補助の内容は市町によって異なります。

掛捨部分

毎年、支払いが必要ですが必要経費として、計上できます。

積立部分

使わなければ、翌年に繰り越します。使わずに解約したら、全額返金します。

保険金等のお支払い状況

令和3年契約の保険金等 (6月22日現在)

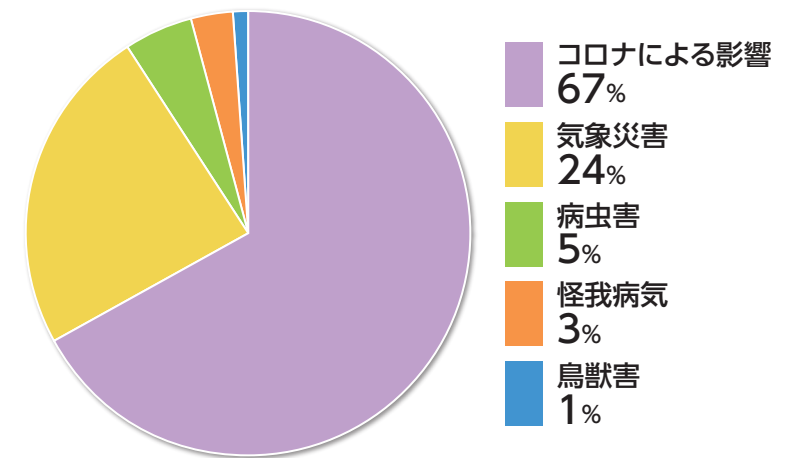
お支払件数

▶ **519件**

お支払総額

▶ **14億387万円**

支払要因



令和3年もコロナによる影響が続き、幅広い農産物が価格低下などの被害を受けました。

令和2年までは、お茶や植木等の農産物の被害が目立っていましたが、令和3年は特に米価下落の影響が大きく、水稻共済の「一筆方式」廃止で収入保険に移行された水稻農家の方が、保険金等の支払い対象となりました。

なお、気象災害はゲリラ豪雨や天候不順による災害が主で、病虫害はいもち病が主でした。

